



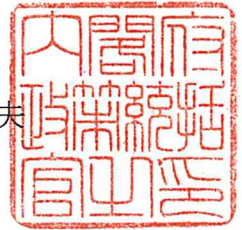
府政共生第795号-5

平成27年7月1日

一般社団法人日本ヘルメット工業会代表理事 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武 川 光 夫



平成27年秋の全国交通安全運動の実施について（通知）

標記について、平成27年7月1日、交通対策本部において、別添のとおり推進要綱が決定されたので、本運動の推進に御協力くださるようお願いします。

問合せ先

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
交通安全啓発担当 川口補佐、宮崎主査
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
TEL：03-6257-1449（直通）
03-5253-2111 内線 38280
FAX：03-3581-0902

平成27年秋の全国交通安全運動推進要綱

平成27年7月1日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 平成27年9月21日（月）から30日（水）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（水）

第3 主催

内閣府，警察庁，総務省，法務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，防衛省，都道府県，市区町村，自動車検査独立行政法人，独立行政法人自動車事故対策機構，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構，自動車安全運転センター，軽自動車検査協会，（一財）全日本交通安全協会，（公財）日本道路交通情報センター，（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会，（一社）日本二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟，（公社）日本バス協会，（公社）全日本トラック協会，（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会

第4 協賛

別紙のとおり

第5 運動重点

1 運動の基本

秋の交通安全運動では、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数が交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。

2 全国重点

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、

重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加すること、また、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること、さらに、重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことなどから、次の3点を全国重点とする。

- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

3 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記2の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定める。

第6 運動の基本及び全国重点に関する主な推進項目

1 運動の基本（子供と高齢者の交通事故防止）に関する推進項目

子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子供や高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- (2) 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - ア 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
 - イ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
 - ウ スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検及び通行車両の運転者に対する注意喚起を促すための広報啓発の促進
- (3) 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車乗用時におけるシートベルト着用等の安全利用の促進
- (4) 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- (5) 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (6) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- (7) 子供や高齢者等に対する思いやりのある運転の促進
- (8) シルバーゾーンやゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

自転車の
事故が
増加中!

自転車もルールを守ろう!

平成21年7月1日から、自転車の安全ルールが増えました。

×



傘さし運転等の禁止

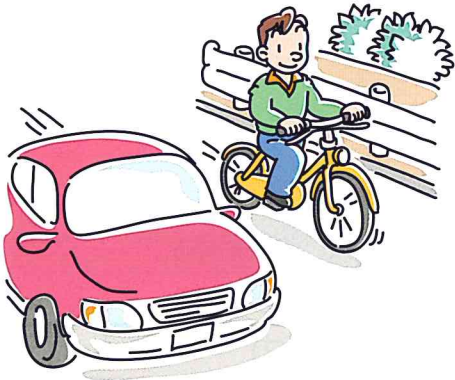
運転中の携帯電話使用等の禁止

罰則：5万円以下の罰金！

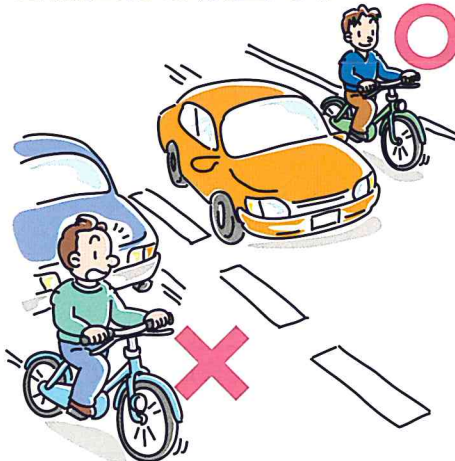


自転車は車道が原則です

歩道を走れるのは、「通行可の標識があるところ」、「幼児・小学生」、「70歳以上の高齢者」です。

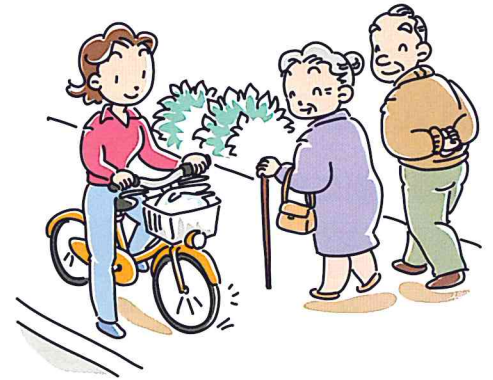


車道は左側を走りましょう
右側通行は禁止です



歩道は歩行者優先

すぐに停止できる速度で車道寄りを走りましょう。歩行者の通行を妨げないように。



子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



安全ルールを守る

- 傘さし運転、運転中の携帯電話使用等の禁止
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

「3人乗り自転車」の運転について (東京都道路交通規則の一部改正 平成21年7月1日施行)

幼児を
幼児用座席に
乗せる際の
注意点

- 自転車用ヘルメットは、頭によく合ったものを選び、あごひもはしっかり締めて正しく着用させましょう。
- 幼児用座席は、万一の転倒事故に備え、頭部保護機能を備えた安全性の高いハイバック型を使いましょう。
- 幼児用座席では、必ずシートベルトを着用させましょう。
- スタンドを立てた状態で、幼児を幼児用座席に乗せたまま、自転車から離れないでください。



JIS、BAA、SGなど、自転車の車体の安全性を示すマークが付いたものを使用するようにしましょう。

●75歳以上のドライバーの方へ

75歳以上で運転免許証を更新する方は、「講習予備検査」を受けていただきます。

講習予備検査とは
改正道路交通法の
施行により、導入され
た記憶力・判断力に関
する認知機能の検査
で、平成21年6月か
ら始まりました。

- 1 検査を受けるのは、平成21年11月1日以降に誕生日を迎える、75歳以上（昭和9年生まれ以前）で、運転免許証を更新する方です。
- 2 検査の結果に基づいて、きめ細かな高齢者講習が行われます。
- 3 検査の結果、記憶力・判断力が低下していると判定された方で、信号無視等の交通違反がある場合には、専門医の診断を受けていただきます。その結果によっては免許が取り消されることがあります。

●飲酒運転は、一発で免許取消し、免停に

酒酔い・酒気帯び(0.25以上)は免許取消し!
酒気帯び(0.15~0.25未満)は免許停止90日!

飲酒運転に対する罰則

		懲役・罰金	点数 欠格期間等
本人が酒酔い運転		5年以下または100万円以下	35点・免許取消し(3年)
本人が酒気帯び運転	0.15mg以上0.25mg未満*	3年以下または50万円以下	13点・免許停止(90日)
	0.25mg以上*	3年以下または50万円以下	25点・免許取消し(2年)
車両提供者	運転者が酒酔い	5年以下または100万円以下	免許取消し(3年)
	運転者が酒気帯び	3年以下または50万円以下	免許停止(90日)あるいは免許取消し(2年)
酒類提供者・同乗者	運転者が酒酔い	3年以下または50万円以下	免許取消し(3年)
	運転者が酒気帯び	2年以下または30万円以下	免許停止(90日)あるいは免許取消し(2年)

※ 呼気1リットル中のアルコール濃度



●70歳以上の運転者は「高齢者マーク」をつけましょう

高齢運転者標識(高齢者マーク)を貼付している車両に対する、割込みや幅寄せなどの行為は法律で禁止されています。

